別表第六十五南極特別保護地区の項第四号中「四十人」を「四十一人」に改め、同項第五号中「十二人」を「十三人」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　当該地区内の第十六南極史跡記念物では、金属鋲のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に十二人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。

別表第六十七南極特別保護地区の項第四号中「四十人」を「四十一人」に改め、同項第五号中「八人」を「九人」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　当該地区内の第十五南極史跡記念物では、金属鋲のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。

別表第六第五十八南極特別保護地区の項第四号中「八人」を「九人」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　当該地区内の第十八南極史跡記念物では、金属鋲のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。

別表第六第五十九南極特別保護地区の項第四号中「四十人」を「四十一人」に改め、同項第五号中「四人」を「五人」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　当該地区内の第二十二南極史跡記念物では、金属鋲のついた三脚又は一脚を使用しないこと。

また、当該記念物に一回に四人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。

別表第六第六十三南極特別保護地区の項中第八号を第十号とし、第二号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　当該地区内では車両を使用しないこと。

三　航空機は当該地区内に着陸しないこと。

別表第六第六十四南極特別保護地区の項第三号を削り、同項第四号中「ゴムボート」を「ボート」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「単発式の航空機」を「単発式の回転翼航空機」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「七百五十メートル」を「九百三十メートル」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号から同項第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした南極地域の環境の保護に関する法律第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁農林水産省告示第九号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行に伴い、平成十八年三月三十日金融庁農林水産省告示第五号（農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十二日

金融庁長官　三國谷勝範

農林水産大臣　山田　正彦

第二条中「第十一条第一号から第三号まで」を「第十一条第一号から第四号まで」に改める。

附　則

1　この告示は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

2　この告示による改正後の平成十八年三月三十日金融庁農林水産省告示第五号の規定は、平成二十二年四月一日に開始した事業年度から適用する。

○金融庁農林水産省告示第十号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行に伴い、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十二日

金融庁長官　三國谷勝範

農林水産大臣　山田　正彦

第一条第一号中ナを削り、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとする。

第二条第一号中「同号ハからリまで、ネ及びウ」を「同号ハからリまで、ネ及びム」に改め、同条第二号イ中「前条第一号ハからへまで及びウ」を「前条第一号ハからへまで及びム」に改める。

第三条中「第一条第一号イ、ロ、ト（農業協同組合連合会に限る。）及びリからムまで」を「第一条第一号イ、ロ、ト（農業協同組合連合会に限る。）及びリからラまで」に、「同号イ及びリからラまで」を「同号イ及びリからムまで」に改める。

附　則

1　この告示は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条に規定する事業を行う都道府県の業務の代理を行っている農業協同組合及び農業協同組合連合会については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この告示の施行後に改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例により都道府県が貸付けの事業を行う場合における農業協同組合及び農業協同組合連合会による当該都道府県の業務の代理については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○財務省農林水産省告示第十七号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五第一号の2の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

平成二十二年八月十二日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　山田　正彦

第十八号の5の⑵のロ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、「限る。）」の下に、「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号。以下この号において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）」を加える。